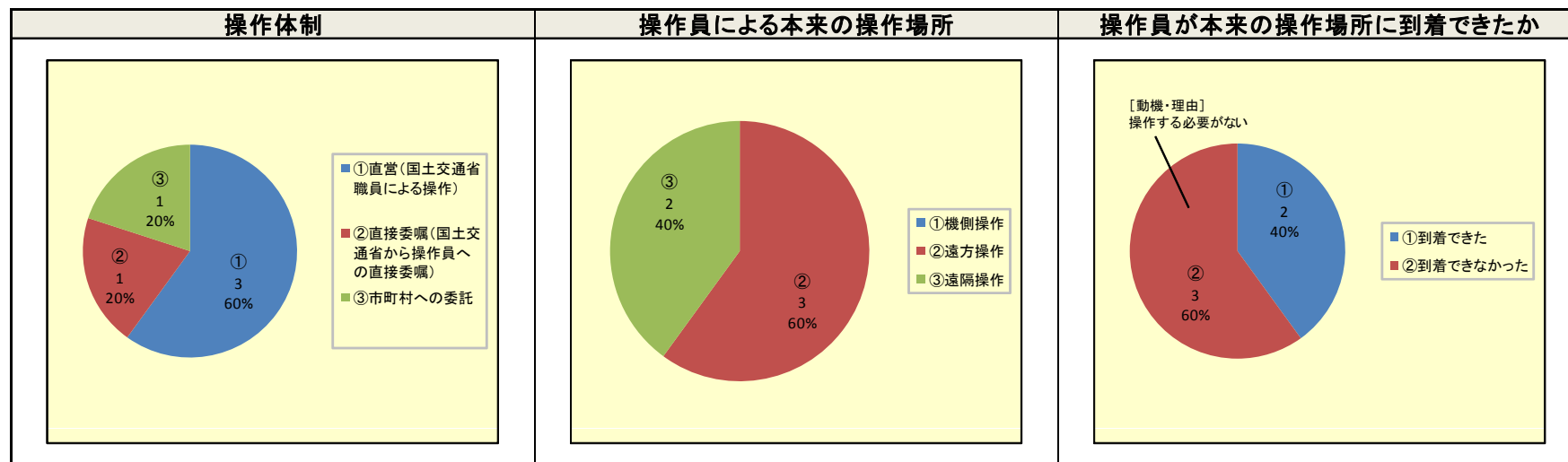


第4回東北地方太平洋沖地震を踏まえた河口堰・水門等技術検討委員会

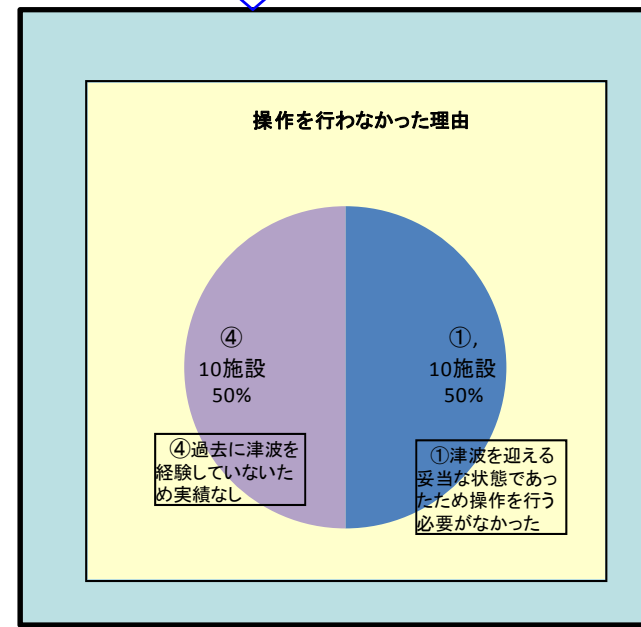
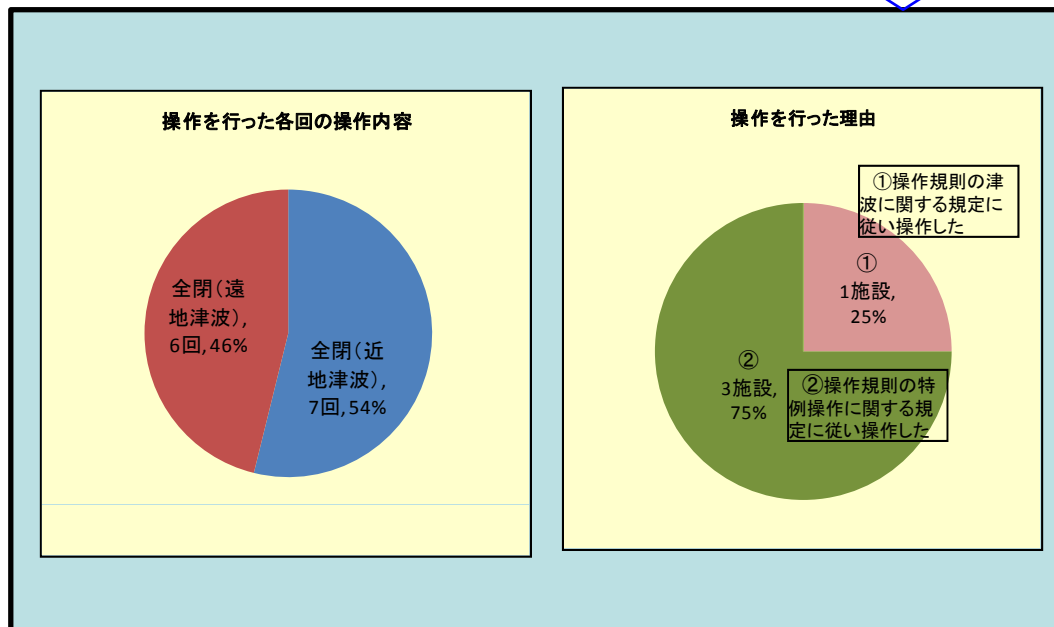
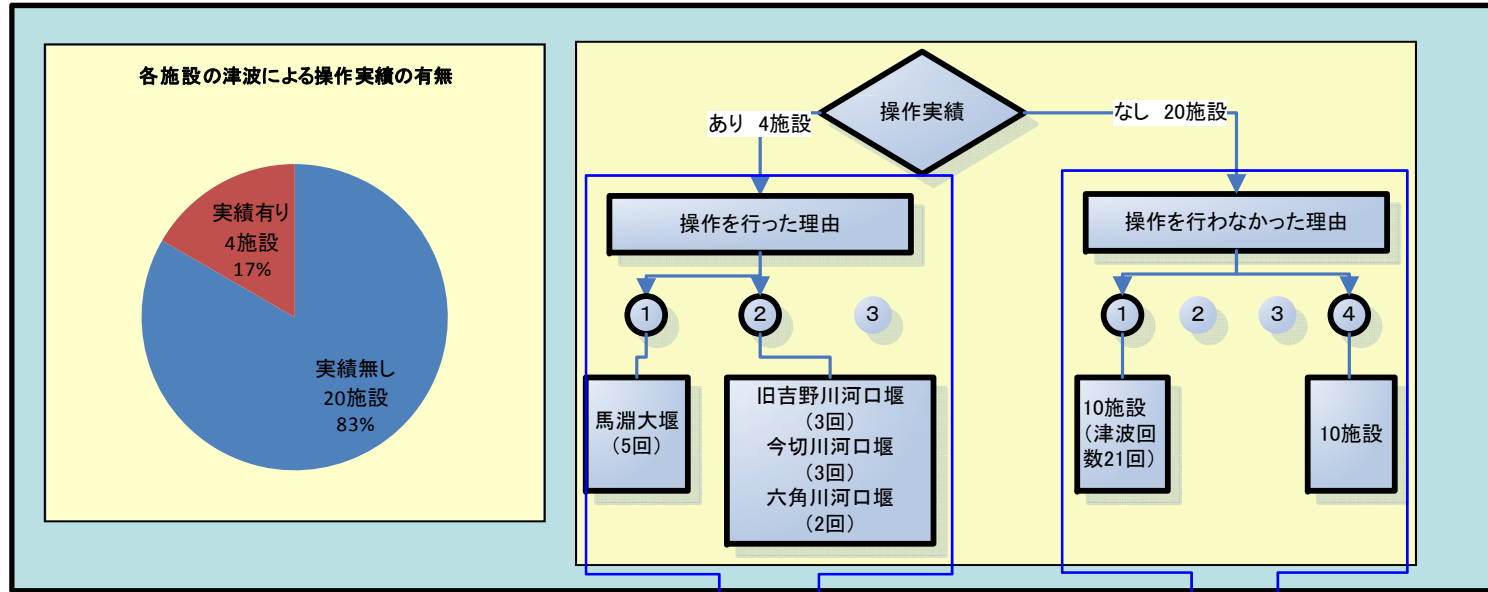
操作について(河口堰)

東日本大震災による津波到達時の河口堰操作体制実績(東北)



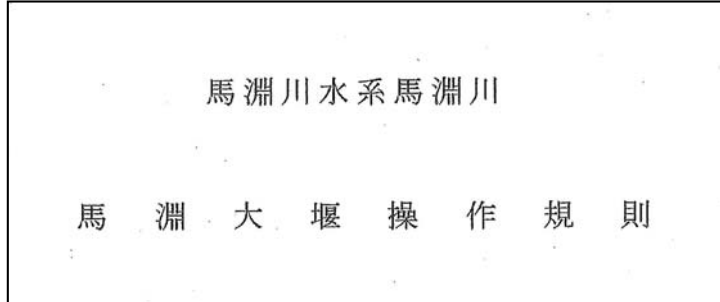
注) 機側操作: 河口堰ゲート設備のある場所における操作
 遠方操作: 河口堰近傍の管理所における操作
 遠隔操作: 河口堰から離れた場所における操作

津波の到達が想定される河口堰の操作実績(全国)



河口堰における操作規則の例

①操作規則の津波に関する規定の例 馬淵大堰操作規則



第2章 堰操作の方法等

(堰の操作の方法)

第3条 青森河川国道事務所長（以下「所長」という。）は、青森地方気象台から青森県太平洋沿岸地方に津波、高潮に関する注意報または警報（以下「津波、高潮情報」という。）が発せられたときは、堰のゲートを全開するものとする。ただし、堰上流に設置した量水標において測定した水位（以下「堰水位」という。）が標高1.8メートルを超えるおそれがある場合は、全開しないものとする。

2 所長は、前項により操作を行っている場合において、津波、高潮情報が解除され、塩水遡上被害のおそれなくなったときは、堰のゲートを全開するものとする。

3 所長は、第1項により堰のゲートを全開している場合において、堰水位が標高1.8メートルを超え、洪水の発生するおそれがあるときは、堰のゲートを全開するものとする。

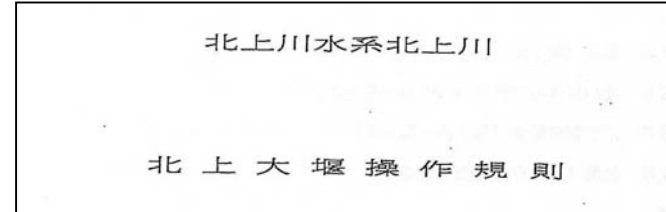
4 所長は、前3項の場合においては、堰の上流及び下流の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

(操作の方法の特例)

第4条 所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において、前条に規定する方法以外の方法により堰を操作することができるものとする。

施設の設置目的: 河道維持・塩害防除・各種取水の安定
河口からの距離: 2.6km

②操作規則の特例操作に関する規定の例 北上大堰操作規則



(操作の方法の特例)

第5条 所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において、前2条に規定する方法以外の方法により堰を操作することができるものとする。

施設の設置目的: 河床安定、多目的取水、塩水遡上防
止、旧北上川への分派量確保
河口からの距離: 17.2km

河口堰のゲート操作に必要な時間(通常時)

施設	操作	時間区分		電源	
				常用	予備
堰	開→閉	操作前に必要な時間	平均	28	26
			最小～最大	0～220	0～220
		実操作時間	平均	45	44
			最小～最大	4～215	4～215
		合計時間	平均	74	71
			最小～最大	13～275	13～275
	閉→開	操作前に必要な時間	平均	39	38
			最小～最大	0～190	0～190
		実操作時間	平均	55	55
			最小～最大	10～215	10～215
合計時間	平均	94	92		
	最小～最大	18～270	18～270		

(単位:分)